



# 遺族年金はいくら貰える？

～請求手続を忘れずに～

社会保険労務士  
1級ファイナンシャル・プランニング技能士

武田 祐介

## ●支給額は半分程度に

Aさんは数年前に会社を退職し、現在は老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給しています。Aさんの妻Bさんは会社勤めをしたことがなく、老齢基礎年金だけを受け取っています。もし、Aさんに万一のことがあった場合に、年金はどうなるのでしょうか。

Aさんが亡くなれば、もちろんAさんに支給されていた年金は停止されます。ただし、Bさんは遺族年金を受け取れます。遺族年金にも厚生年金保険から支給される遺族厚生年金と、国民年金から支給される遺族基礎年金がありますが、遺族基礎年金の支給は、高校生以下の子供がいる場合などに限られますので、すでに子供が独立しているようなケースでは、遺族厚生年金だけの支給となります。

遺族厚生年金の額は、それまで受け取っていた老齢厚生年金の額の4分の3です。たとえば、Aさんが受け取っていた老齢厚生年金が年額120万円だったとすれば、遺族厚生年金の額は90万円です。AさんとBさんが受け取っていた老齢基礎年

金の額をそれぞれ年額70万円とする  
と、Aさんが亡くなる前と亡くなった後の年金支給額を比較すると以下のとおりとなります。

〈Aさんの亡くなる前〉

120万円＋70万円＋70万円＝  
260万円

〈Aさんの亡くなった後〉

90万円＋70万円＝160万円

したがって、Aさんが亡くなった後の年金額は、それまでの約6割（160万円÷260万円＝61.5％）になります。老齢厚生年金の額などにより一概にはいえませんが、**夫が亡くなった後は、年金額はそれまでの4～6割程度になると考えておけばいいでしょう。**

なお、このケースでBさんが65歳以上で、老齢厚生年金を受給している場合、一般的には、遺族厚生年金は本来の額（Aさんの老齢厚生年金の4分の3）からBさんの老齢厚生年金の額を引いた差額が支給されます。Bさんの老齢厚生年金は引き続き支給されますので、全体としてはAさんがそれまで受け取っていた老齢厚生年金の4分の3が受け取れることとなります。

## ●必要な添付書類の確認を

遺族年金も、老齢年金同様、請求しなければ支給されません。配偶者が亡くなって遺族年金をもらえるようになったからといって、通知がきたり、請求のための書類が送られてきたりするわけではないので、面倒でも年金事務所（旧社会保険事務所）などに向いて手続きをすることが必要です。

遺族年金は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に**必要事項を記入して年金事務所に出す**ことで受給できます。その際、**添付書類として戸籍謄本や住民票などを用意しなければなりません。**

そのほかにもケースに応じて必要な書類があるので、近くの年金事務所、年金相談センターで確認のうえ用意したほうがいいでしょう。日本年金機構の「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165または03-6700-1165）でも相談に応じてくれます。

なお、年金受給者が死亡した場合、遺族年金の手続きのほかに、**未支給の年金が発生するのでそれを受け取るための手続きも必要**です。